

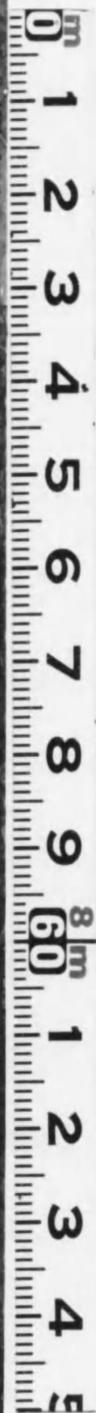
特254

166

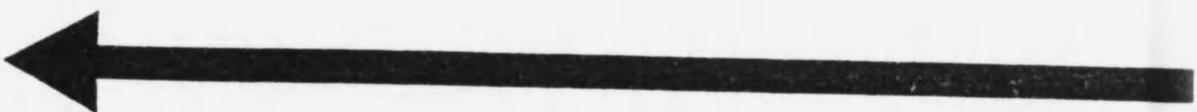
網島覺左衛門著

犯罪と其の根治策

警察協會愛媛支部發行



始



特254
166

犯罪と其の根治策

目次

- 一、緒言……………(一)
- 二、全国犯罪趨勢と窃盜の數……………(三)
- 三、強盜は窃盜から……………(六)
- 四、窃盜犯の動き……………(九)
- 五、留置場の内容……………(三)
- 六、ルンペンと安宿……………(一五)
- 七、都市窃盜の経路……………(一九)
- 八、少年犯罪傾向……………(二三)
- 九、概括……………(二六)

犯罪と其の根治策

一、緒言

私は實務家の立場から致しまして、近代都市に於ける犯罪の實相を申し上げ、若干の考察を加へまして御参考に供したいと存じます。尤も所謂**思想犯罪の事**につきましては今回は全然除外致しました。性質が全く違つて居り、別途の方面からの考察を要するからであります。此點は豫め御諒承を願つて置きます。

大體の順序を申し上げますと、最初に最近の全国犯罪發生數を擧げ、犯罪統計の見方、窃盜犯が其の數字の標準となる所以から強盜の消長、其の内容、窃盜犯との關係に及びまして、窃盜の全國的分布都市集中の狀況、六大府縣の犯罪傾向を申し上げ表面上の大體の趨勢を明に致しまして、更に其の内容検討に移り、留置場入りの實情、次にルンペン(無宿者)の調査を致しまして其の茲に至つた事由、被疑者現實の経路を糺し、續いて不良少年、要注意青少年の検討に及び其の間一脈相通する

サムシングのある事を警告致したいと存じます。

經濟の缺陷は直ちに我々の暮し向きに影響を致し、政治の不適は直ちに吾人の生活に障害を來たします。其等の調査と研究とは盛んに行はれ苟も修正すべき處は修正し實現さるべき處は實現されます。併し慢性に國民を蝕む犯罪の事等に對しては其の原因経路の考察に努力を拂ふ人は割合に尠ないと思ひます。世の識者が打揃ひ起つて社會暗黒面の調査に努力し、其の原因を根氣よく探究して行くならばそこから健全社會の根底を見付けることが出來、大きな未開拓原野が展開されるのではないかと思ふのであります。

二、全國犯罪趨勢と窃盜の數

最近十二ヶ年の刑法犯發生統計を見ますと、第一表の通りでありまして、毎年増加はして居ますが、其の増加數は必ずしも遞増でないのであります。只昭和八年に一躍十八萬を増加して居るのが目につきますが、其の内容を見ると、これは詐欺の増加（平年の二倍）に原因して居ることを發見します。（第二表）然らば此詐欺が昭和八年に限りて例年に倍して發生したかと申しますと、さうではありませぬ。なぜならば詐欺は其の性質上事件發生が悉く届出でられるものでなく、被害が有のままに表に上つて來ると云ふ譯に行かないからであります。犯行が行はれても被害者が知らぬで居るのがかなり多く又知つて居ても届出をしないのが相當あります。發生件數として上げられますのは、犯人が檢舉されてから被害がわかり、初めて發生件數となつて表に出て來るのが寧ろ多いのであります。他の犯罪發生が少くて檢舉餘力が充分あるとか、又は刑事が増し或は一般に緊張して檢舉能率が上り其の効果が擧がるとか云ふ場合に、檢舉件數と同時に發生件數が多くなると見るのが真相であります。現に昭和八年の分などは、**窃盜が平年よりずっと少い**（七萬人位減少）と云ふ事が一つの原因になつて、詐欺の檢舉、従つて其の發生件數が増して來たと考へることが出來ま

す。此の事は違警罪檢舉並に發生について、尙一層明瞭にすることが出来ます。現に大阪で特に意識的にやつて見た結果

昭和四年 十一萬二千五百十五件

同 五年 十三萬五百件

同 六年 十一萬八千二百九十八件

同 七年 十一萬六千四百七十六件

の違警罪發生數及檢舉數であつたものが、特に警察官の督勵と努力によりまして、昭和八年には一舉十五萬八千八百十六件になつたと云ふ事實があります。即ち此年に違警罪發生が殖へた譯でなく、檢舉に力を入れた結果が表に發生として現はれたのであります。それであるから犯罪の發生件數を見るには、檢舉によつて發見するやうな犯罪の被害數を根據とすると飛んでもない思ひ違ひを致します。**被害者が必ず申告して出るやうな犯罪の數に目をつける事が大切であります**刑法犯總數と云ふ中には各種の罪種が混つて居ますから、やゝもすると眞實を誤り易くなりますが殺人や強盜等の發生は全く秘することの出来ない性質のもので、勿論發生は明かに表はれ窃盜も、亦殆んど悉く届出でられますから犯罪發生の件數は之等の罪種によつて見るのが確實でありま

す。然るに統計によりますと(第二表)殺人犯數は全く微々たるものであり、強盜犯も亦窃盜犯に比し著しく少數であり且

強盜犯 が年々殆んど一定數で増減が少く

殺人犯 も年によりて多少の差はありますが、大體に於て或定數を保ちて居るのに對し

窃盜犯 は年々増加の勢を示し、而も其の増加が著しく不同であることから窃盜犯の數と云

ふものが全體犯罪數―其の趨勢を見るのに重要な役目を持つ事になるのであります。

窃盜犯の特徴は、發生の數が殆んど正確に表に現はれる事の外、其の發生數が非常に多く、著しく他犯罪の數を凌駕して居り、最近七ヶ年の調査によりまして、**全犯罪の五割二分**と云ふものを占めてゐる位でありますから先づ大體之を標準として、全犯罪の傾向を窺ふことが出来ると思ふのであります。そこで窃盜の最近十二年間の發生件數を觀て見ますと第三表の通りで之を以て一般犯罪の趨勢を考へて見やうと云ふのであります。

を有つて居ることになります。最近の七ヶ年丈けで云ひますと、兵庫が近年や、漸減の觀を呈するの外は大體大した増減がないのでありますから、年々増加する人口に比率を取つたなら寧ろ率は幾らか低下して居るものと思はれます。

犯人が強盜を敢行するに至るまでどんな経路をとつて居るであらうか、先づ其の典型的な一例を聴取書について觀て見ませう。

或強 犯人の陳述

本籍 〇〇縣〇〇郡〇〇〇
住所 不定

石 〇 〇 〇 〇
當二十二年

一、私ハ〇〇縣〇〇市ノ生レデ當時父親ハ鍛冶職デ私ハ其ノ二男デアリマス

私ガ三才ノ頃家族ハ全部大阪市〇〇〇區〇〇町ニ移轉シタノデアリマス

私ハ兄一人姉一人妹二人弟一人ノ六人兄弟デアリマスガ兄ハ戰死致シマシタ

姉ハ大阪デ下宿屋ニ嫁シテ居リマス

妹二人ト弟一人ハ現在父親ト共ニ本籍デ農業ニ従事シテ居リマス

母親ハ私ガ十七才ノ時奈良ノ刑務所ニ入監中父親ト意見ガ合ハヌトノコトデ生分レ今何處ニ居ルカ分リマヘン

二、私ハ〇〇〇區ノ〇島小學校ニ入學致シマシタガ尋常三年頃迄ハ學校ノ成績モ良ク父親モ喜ンデ居タコトヲ今デモ思ヒ出シマス

十才頃私ガ物心ガツク様ニナツテ兩親ガ私ヲ中心ニ喧嘩ヲ度々スル様ニナリソシテ私ハ兩親ノ間ニ生レタ兒デナイ様ナコトガ時々アリ私ノ心持カ知リマセンガ妹ヤ弟ニ比ベテ待遇上差別ヲサレル氣持ガ致シマシタ

夫レ故私ハドーセ兩親ノ許ニ長ク置イテモ貰ヘヌダローシ何時奉公ニヤラレルカ捨テラレルカデアロト思ヒマス不安デアリマセンデシタ 一層誰カニ何處カ伴ツテ行ツテ貰ヘナイダローカ等ト頼リニ思ヒ詰メタモノデアリマス

其ノ結果私ハモウドウナツテモヨイ氣持ニナツテシマイ學校ノ成績モ大變悪クナリマシタ

私ハ其ノ頃カラ外國ノ探偵小説ヲ讀ム様ニナリ人ノ物ヲ拘リ取ツタリ寶石ヲ盜マレソレヲ探シ出スコト等ガ書イテアツタコトヲ覺ヘテ居リマス

私ノ家ハ其ノ頃貧乏デアリマシタノデ何時モ小使錢ニ不自由デアリマシタ

其ノ爲カ盜心ガ出マシタ

始メハ家ノ金ヲ取リソレカラ友達ノ家ノ金ヲ盜ンデハ學校ヲ休ミ活動寫眞ヲ觀ニ行ツタリ買喰ヲシ

タリシテ學校ノ先生ヤ親達ニ度々叱ラレマシタ私ガ十三才ノ時父親ガ病氣ニナリ家族ハ香川縣ノ小

豆島ニ轉居致シ其處ノ小學校ニ通學シマシタ

父ノ病氣ガ全快シタノデ私ノ十五才ノ時家族ハ再び來阪シテ元住ンデ居タ〇〇町ニ借家住ヲ致シマシタ

今年私ハ〇島小學校ノ高等科ニ入學致シマシタガ欠席ガ多イ上ニ家ガ貧乏ノ爲高等科二年ヲ中途退學致シマシタ

三、ソレカラ間モナク父親ハ失職シテ家族ヲ纏メ本籍地ニ引揚ゲ農業ヲシテ今日ニ至ツテ居リマス

私モ父ニ伴レラレ本籍地ニ行キ村ノ娘ト關係ハ出來マシタガ家庭ガゴタノシテ面白クアリマセン

ノデ數ヶ月後單獨來阪致シマシタ 當時私ハ十六才デハ、九月頃デアツタト思ヒマス

來阪シテモ別ニ目的ガアツタ譯デアリマセンノデ元住ンデ居タ近所ノ學校友達ノ家ニ食客トナツ

テ居リマシタガソレモ長ク厄介ニナル譯ニモ行カズ奉公ニ行クノハ奴隷ノ様ナモノデ怖イ氣ガシマ

シタノデ何處カ辨當ヲ持ツテ通勤ノ出來ル會社ノ職工ハナイカト探シテ見マシタガアリマセンデシタ

四、私ハ既ニ探偵小説ノ耽讀ヤ活動寫眞ノ影響ヲ受ケテ居リマシタノデ一度ダケ惡イコトヲシテ止メル

氣デ友達ノ家カラ十町位離レタ空家ノ隣家ニ表戸ニ南京錠ガシテアリマシタ 家人ガ留守デアルコ

トガ分リマシタノデ其ノ家ノ周圍ヲ三十分位ウロノシテ裏口ニ廻リ板塀ヲ越ヘテ硝子戸ヲ引キマ

スト施錠ガスツト開キマシタノデ屋内ニ入り金ヲ探シマス床ノ間ノ柱ニ竹筒ガアリ觸ツテ見マス

ト金ノ音ガシマシタノデソレヲ盜ミ夢中デ五、六丁逃ゲテ行キ調べテ見マス廿四、五圓アリマシ

タノデ當分樂デアルト思ヒマシタ

友達ノ家ニ行ケバ惡イコトガ判ルト思ヒマシタノデ〇〇橋ヤ〇〇橋附近ノ安宿デ轉々止宿シ活動寫

眞ヤ買喰ヲシテ十日間位モ經マスト金ガナクナリマシタノデ勝手ヲ知ツタ元住所附近デ空家デ盜ミ

ヲ五、六回モヤツテ居ル中入質物カラ足ガツキ捕ヘラレマシタ

昭和三年十月(當時十七才)大阪區裁判所デ一年以上二年以下ノ不定期刑ヲ言渡サレ奈良刑務所デ

服役シ結極二年三ヶ月デ放免サレマシタ

五、姉ノ嫁入先デアル前記〇島ノ家デ食客ニナツテ居リマシタガ小使錢ガナイノデ盡ミノ味ガ忘ラレズ

其ノ附近デ又六、七回ヤツテ居ル内ニ今度ハ現場デ捕ヘラレマシタ

四、私ハ既ニ探偵小説ノ耽讀ヤ活動寫眞ノ影響ヲ受ケテ居リマシタノデ一度ダケ惡イコトヲシテ止メル氣デ友達ノ家カラ十町位離レタ空家ノ隣家ニ表戸ニ南京錠ガシテアリマシタ。家人ガ留守デアアルコトガ分リマシタノデ其ノ家ノ周圍ヲ三十分位ウロ／＼シテ裏口ニ廻リ板塀ヲ越ヘテ硝子戸ヲ引キマスト施錠ガスツト開キマシタノデ屋内ニ入り金ヲ探シマスト床ノ間ノ柱ニ竹筒ガアリ觸ツテ見マスト金ノ音ガシマシタノデソレヲ盜ミ夢中デ五、六丁逃ゲテ行キ調べテ見マスト廿四、五圓アリマシタノデ當分樂デアルト思ヒマシタ。

友達ノ家ニ行ケバ惡イコトガ判ルト思ヒマシタノデ〇〇橋ヤ〇〇橋附近ノ安宿デ轉々止宿シ活動寫眞ヤ買喰ヲシテ十日間位モ經マスト金ガナクナリマシタノデ勝手ヲ知ツタ元任所附近デ空家デ盜ミヲ五、六回モヤツテ居ル中入質物カラ足ガツキ捕ヘラレマシタ。

昭和三年十月(當時十七才)大阪區裁判所デ一年以上二年以下ノ不定期刑ヲ言渡サレ奈良刑務所デ服役シ結極二年三月月デ放免サレマシタ。

五、姉ノ嫁入先デアアル前記〇島ノ家デ食客ニナツテ居リマシタガ小使錢ガナイノデ盜ミノ味ガ忘ラレズ其ノ附近デ又六、七回ヤツテ居ル内ニ今度ハ現場デ捕ヘラレマシタ。

昭和六年十月(十九才)大阪區裁判所デ三年ノ刑ニ處セラレ堺刑務所デ服役シ本年十月三十日父ニ迎ヘラレテ出所致シマシタ。

六、私モ服役中ハ獄則ヲ守リ作業モ懸命ニ努メマシタノデ本年二月十一日ニ模範囚ニナリマシタガ出所後ハ夜店出シデモシテ眞面目ニ働ク氣持デ居リマシタ。

愈々出テ見マスト社會ノ風ハ身ニ泌ミマス父ハ兎角一度本籍地ニ歸郷シテ吳レト申シマスノデ私モ其ノ氣ニナリ川口カラ二人デ乗船致シマシタ。

而シ考ヘテ見マスト本籍地ニ歸ツテモ第一前科者トシテ田舎ノ人ニ怖ガラレルコト今更百姓モ出來ヌコト母モ居ラヌ淋シイ家庭デアアルコトヲ思ヒマストドーシテモ歸ル氣ニナリマセヌノデ船ガ神戸ニ着ク頃父ガ持ツテ居ル私ノ刑務所賞與金七十圓餘ノ中カラ三十二圓ヲ小使錢トシテ私ガ貰ヒ買物ヲスルト云フテ父ト別レ上陸シテ阪神電車デ大阪ニ來マシタノガ午後六時頃デアツタト思ヒマス。

七、其ノ晩ハ新世界ノ〇〇館ニ泊ツテ廿一日ニ『テキ屋』ニナル積リデ松島ノ〇〇組ノ事務所ヲ訪レル途中デ刑務所内デ知合ツタ博徒ニ出會ヒ夜店出シニナル考ヲ話シマシタヲ知人ハ相當ノ『テキ屋』デモ昨今ハ喰ヘヌノニ素人ノ君ガアホナ事ヲ考ヘタモノダト言ハレタノデ落膽シテ『テキ屋』ヲ斷念シテ金ノアルダケ遊ブ氣ニナリ毎日新世界、天六、福島、九條、寶塚方面ヲアラ／＼シテ安モノノ喫茶店デ遊ビ新聞ヲ讀ム事ト甘イ物ヲ喰ベル事ヲ樂ンデ居リマシタ。

廿四日ノ朝ハ所持金モ残り少ク四圓足ラズデ其ノ日モ活動ヤ買喰デ過シタ方玉川町デ電車ヲ下リアラ／＼〇〇橋迄歩キ大橋ノ向フニ家ガナカツタノデ引返シテ江成町ノマネキト云フ喫茶店デ遊ビ午後十時頃三圓餘リノ勘定ニナリマシタガ所持金ヲ拂ツテモ一圓五十錢ノ不足ト云フノデ私ハ淨正橋デ店ヲ持ツテ居ルカラ明日拂ニ來ルト言フテ着テ居タ羽織ヲ脱ギ預ケテ其處ヲ出デマシタ。

八、私ガ盜ミカラ強盜ニ替ツタノハ物捌ニ困ルト、同房囚等ガ仕事ハ更師ガ一番上分別デ東京ハ電燈ヲ消シテ寢ルカラ仕事ガヤリ惡イガ大阪ハ點燈シテアルカラ家ノ様子ガ良ク判リ仕事ガ什易ク、二階ナリ窓ナリカラ侵入スレバ容易ダトノ事デアリマシタガ考ヘテ見ルト直グ現金ヲ探シ出スコトガ出來ナイノデヤハリ強盜ヲ行ルコトニ決メマシタ。

其處デ仕事ノ什易ク幼兒カラ土地馴染ノアル朝日橋方面ヲ稼場トシタ譯デアリマス。

電車道ヲ徒歩デ歩キ稼先ヲ物色致シマシタガ良イ所ガアリマセン中豫而一、二度入質シタコトノアル〇〇ノ質屋ノ門先ニ立ツテ様子ヲ窺ヒノレンヲ分ケテ家ノ中ニ這入りマスト店ノ間ニハ人ノ氣配ガナク奥ノ間ニ男ト子供トガ店ノ方ヲ枕ニ寢テ居ルノガ判リマシタノデ一度其ノ家ヲ出テ電車通リニ佇立シ豫而同房囚ニ聽イタ様ニ人通、家族ノ人數、兇器ノ入手、侵入方法逃ゲ口、逃走経路ヲ熟考ノ上表入口カラ侵入シ現金ヲ物色シ判ラヌ時ハ炊事場ニ行キ庖丁ヲ盜ムコト脅迫シテ現金ガ手ニ入ツタラ炊事場ノ勝手口カラ逃走シ裏ノ方カラ電車道ニ出テ電車デ逃走スルコトニ豫定シタノデアリマス。

電車デ逃ゲルコトニ決メタノハ同房囚ノ話ニ自動車ハ非常警戒デ誰何サレ易イノデ電車ガ一番安全デアルト教ヘラレタカラデアリマス。

愈々マスクヲ被メテ足袋洗足トナリ表入口カラ侵入シテ店ノ間デ現金ヲ探シタガアリマセンノデ奥ノ間ノ箆筒ヲ探シマシタガ施錠ガアリ其ノ中ニ寢テ居タ男ガ動イタ様ニ思ヒマシタノデ直グ炊事場ニ行キ逃口ヲ探シマシタガ開キマセンノデ刺身庖丁ヲ盜ミソレデ何ダカ物足ラヌ氣ガ致シマシタノデ一升瓶ヲ取り出シ左手ニ出及右手ニ瓶ヲ持ツテ寢室ニ來マスト男ガバツチリト目ヲ醒シマシタノデ一升瓶デ頭部ヲ殴リ出及突キ付ケ『金ヲ出セ』ト怒鳴リマスト男ハ無中デ店ノ間ノ抽斗ヲ引キ拔キ私ニ渡シマシタノデ見ルト金ガ入ツテ居タ様デスカラ之ヲ奪ツテ早く出口ヲ開ケルト云ヒマス。

ト男ガ勝手ノ表戸ヲ開ケテ吳レマシタノデ其處カラ逃ゲ出シ電車道ヘ出マシタガ誰カ人ガ泥棒／＼ト追呼シテ來マスノデ面倒トナリ電車デ逃ゲルコトヲ止メテ新淀川ノ方面ヘ逃走致シマシタ。

私ハ此邊ノ土地ハ詳シイノデ安治川方面ニ逃グレバ源兵衛渡ニ非常線ヲ張ラレルカラ渡シハ渡ラナイデ新淀川方面ヲ選ンダノデアリマス。

一升瓶デ寢テ居ル男ヲ毆ツタノハヤハリ同房囚ニ家人ガ目デモ醒シタラ出鼻ヲクヂク爲メ毆ルト大概奏功スルト教ハツテ居タカラデアリマス。

私ハ淀川ノ堤防ニ出ル迄追手ノ來ヌノヲ見極メ途中一抱ヘテ來タ箱ノ中ノ現金七、八十圓ト腕巻懷中時計取混ゼ九個ヲ袂ニ入レ堤防ニ上ツテ阪神十鳥橋ノ鐵道ヲ涉リ淀川ヲ越ヘル積デアリマシタガ鐵道迄ニハ一、二町モアリ追手ヲ虞レタノデ三邊ノ堤防ヲ下リマスト人ノ氣配ガシテ漁船ガ居リマスノデ走ツテ行キ向フヘ渡シテ吳レト頼ミマスト如何シタト問ハレマシタノデ一寸魔誤ツキマシタガ直グ博奕デ追ハレテ居ルト答ヘル駄賃ヲスルカラト云フテ向フヘ渡シテ貰ヒ五圓船乘ニ渡シマシタ。

恰度雨ハ降ツテ居リドロ／＼ニナツタ着物ヲ着替ヘタイノデ古着屋ノ所在ヲ船乘ニ聞キ教ヘラレタ方向ニ走ツテ行キ活動寫眞館ノアル賑ナ所デモウ寢テ居ツタ古着屋ヲ叩キ起シテ着替一揃ヲ三十六圓デ購ヒ非常警戒ヲ避ケル爲メ無理ニ朝ノ五時頃迄遊バセテ貰ヒマシタ。

九、廿五日朝五時頃...

...

...

...

...

...

...

...

...

廿四日ノ朝ハ所持金モ残り少ク四圓足ラズデ其ノ日モ活動ヤ買喰デ過シタ方玉川町デ電車ヲ下リテラ()〇〇橋迄歩キ大橋ノ向フニ家ガナカツタノデ引返シテ江成町ノマネキト云フ喫茶店デ遊ビ午後十時頃三圓餘リノ勘定ニナリマシタガ所持金ヲ拂ツテモ一圓五十錢ノ不足ト云フノデ私ハ淨正橋デ店ヲ持ツテ居ルカラ明日拂ニ來ルト言フテ着テ居タ羽織ヲ脱ギ預ケテ其處ヲ出デマシタ

八、私ガ盗ミカラ強盜ニ替ツタノハ物捌ニ困ルコト、同房囚等ガ仕事ハ更師ガ一番上分別デ東京ハ電燈ヲ消シテ寢ルカラ仕事ガヤリ悪イガ大阪ハ點燈シテアルカラ家ノ様子ガ良ク判リ仕事ガ什易ク、二階ナリ窓ナリカラ侵入スレバ容易ダトノ事デアリマシタガ考ヘテ見ルト直グ現金ヲ探シ出スコトガ出來ナイノデヤハリ強盜ヲ行ルコトニ決メマシタ

其處デ仕事ノ仕易ク幼兒カラ土地馴染ノアル朝日橋方面ヲ稼場トシタ譯デアリマス
電車道ヲ徒歩デ歩キ稼先ヲ物色致シマシタガ良イ所ガアリマセン中豫而一、二度入質シタコトノアル〇〇ノ質屋ノ門先ニ立ツテ様子ヲ窺ヒノレンヲ分ケテ家ノ中ニ這入りマスト店ノ間ニハ人ノ氣配ガナク奥ノ間ニ男ト子供トガ店ノ方ヲ枕ニ寢テ居ルノガ判リマシタノデ一度其ノ家ヲ出テ電車道リニ佇立シ豫而同房囚ニ聴イタ様ニ人通、家族ノ人數、兇器ノ入手、侵入方法逃ゲ口、逃走経路ヲ熟考ノ上表入口カラ侵入シ現金ヲ物色シ判ラヌ時ハ炊事場ニ行キ庖丁ヲ盗ムコト脅迫シテ現金ガ手ニ入ツタラ炊事場ノ勝手口カラ逃走シ裏ノ方カラ電車道ニ出テ電車デ逃走スルコトニ豫定シタノデアリマス

電車デ逃ゲルコトニ決メタノハ同房囚ノ話ニ自動車ハ非常警戒デ誰何サレ易イノデ電車ガ一番安全デアルト教ヘラレタカラデアリマス

愈々マスコヲ箆メテ足袋洗足トナリ表入口カラ侵入シテ店ノ間デ現金ヲ探シタガアリマセンノデ奥ノ間ノ箆筒ヲ探シマシタガ施錠ガアリ其ノ中ニ寢テ居タ男ガ動イタ様ニ思ヒマシタノデ直グ炊事場ニ行キ逃口ヲ探シマシタガ開キマセンノデ刺身庖丁ヲ盜ミソレデ何ダカ物足ラヌ氣ガ致シマシタノデ一升瓶ヲ取り出し左手ニ出及右手ニ瓶ヲ持ツテ寢室ニ來マスト男ガバツチリト目ヲ醒シマシタノデ一升瓶デ頭部ヲ殴り出及ヲ突キ付ケ「金ヲ出セ」ト怒鳴リマスト男ハ無中デ店ノ間ノ抽斗ヲ引キ抜キ私ニ渡シマシタノデ見ルト金ガ入ツテ居タ様デスカラ之ヲ奪ツテ早く出口ヲ開ケロト云ヒマスト男ガ構手ノ表戸ヲ開ケテ奥レマシタノデ其處カラ逃ゲ出シ電車道ヘ出マシタガ誰カ人ガ泥棒ト云ヒマスト追呼シテ來マスノデ面倒トナリ電車デ逃ゲルコトヲ止メテ新淀川ノ方面ヘ逃走致シマシタ

私ハ此邊ノ土地ハ詳シイノデ安治川方面ニ逃グレバ源兵衛渡ニ非常線ヲ張ラレルカラ渡シハ渡ラナイデ新淀川方面ヲ選ンダノデアリマス

一升瓶デ寢テ居ル男ヲ殴ツタノハヤハリ同房囚ニ家人ガ目デモ醒シタラ出鼻ヲクヂク爲メ毆ルト大慨奏功スルト教ハツテ居タカラデアリマス

私ハ淀川ノ堤防ニ出ル迄追手ノ來ヌノヲ見極メ途中一抱ヘテ來タ箱ノ中ノ現金七、八十圓ト腕巻懐中時計取混ゼ九個ヲ袂ニ入レ堤防ニ上ツテ阪神十鳥橋ノ鐵道ヲ涉リ淀川ヲ越ヘル積デアリマシタガ鐵道迄ニハ一、二町モアリ追手ヲ虞レタノデ三邊ノ堤防ヲ下リマスト人ノ氣配ガシテ漁船ガ居リマスノデ走ツテ行キ向フヘ渡シテ奥レト頼ミマスト如何シタト問ハレマシタノデ一寸魔誤ツキマシタガ直グ博奕デ追ハレテ居ルト答ヘル駄賃ヲスルカラト云フテ向フヘ渡シテ貰ヒ五圓船乘ニ渡シマシタ

九、恰度雨ハ降ツテ居リドロ()ニナツタ着物ヲ着替ヘタイノデ古着屋ノ所在ヲ船乘ニ聞キ教ヘラレタ方向ニ走ツテ行キ活動寫眞館ノアル賑ナ所デモウ寝テ居ツタ古着屋ヲ叩キ起シテ着替一揃ヲ三十六圓デ購ヒ非常警戒ヲ避ケル爲メ無理ニ朝ノ五時頃迄遊バセテ貰ヒマシタ

廿五日朝五時過古着屋ヲ出テ阪神電車デ前記マネキ喫茶店ニ行キ不足ノ金ヲ拂ヒ新聞ヲ見マスト昨夜ノ自分ノ事件ガ載ツテ居リ年齢二十二、三歳トシテアツタノデ自分ヲ探シテ居ル様ニ思ハレ憂鬱ニナリマシタ一層東京カ北海道ニ高飛シタイト思ヒマシタガ金ガ僅カシカナイノデ行先ガ直グ困ル事ヲ考ヘ中止致シマシタ

ソレデ其處ノ女中ヲ伴レ九條ニ活動寫眞ヲ見ニ行キ夜ハ新世界ノ〇〇館ニ泊リマシタ廿六日ハ動物園ニ行キ考ニ耽リ夜ハ霞町ノ公園ホテルニ泊リ室ニ施錠シ臨檢ガアツタラ裏ノ硝子窓カラ屋根傳ヒニ逃走スルニ決メテ寢ニツキマシタ

二十七日ハ獨リデ寶塚ニ遊ビニ行キ夜ハ公園ホテルニ泊リマシタ

二十八日ハ天王寺公園ヤ新世界ヲブラツキ金ガナクナリマシタノデ午後七時頃前記マネキ喫茶店ニ行キオト神サンニ強奪シテ來タ時計二個ノ入質ヲ頼ミ其處デ遊ンデ新世界ノ〇〇館ニ泊リマシタ

二十九日ハ何處トモナク市内ヲ歩キソレカラマネキ喫茶店ニ行キ今度ハ自分ガ直接時計ヲ質ニ入レ質屋ニ案内シテ呉レタ女給ニ時計一個ヲ與ヘマシタ

三十日ノ晩虫ノ知ラセカ入質カラ足ガツキソウニ思ハレ不安ナ氣持デ質屋ノ門ヲ通ツテマネキ喫茶店ノ裏口カラ這入り腰ヲ掛ケテ居リマスト刑事ノ人ガ二人來テ手錠ヲ箆メマシタノデ觀念致シマシタ

十、私ハ刑務所内デハ極メテ安心ナ氣持デ居レマスガ外ニ出ルト前科者デアルノガ不安デ()ナリマセン
身体ハ自由ニ出來テモ不安デ寧ロ刑務所ニ居ツタ方が樂デアリマス

ソレニ刑務所内デ仲ノ良イ同房囚デモ一度外ニ出ルトオ互暗イ身ノ上デアル爲メカ嫌ニナリマスシ免囚保護會モ賞與金デモアレバ格別ソレガナケレバ刑務所ノ出口デ此處カラ「歸リヤ」ト突キ離サレルトノコトデ全ク頼ル所モアリマセン

例年...
 中...
 十...
 二...
 一...

當二十二半

本 冊 〇〇 冊 〇〇 冊 〇〇 冊
 冊 〇 〇 〇 〇

如 避 匪 人 の 刺 意

そこで當時の強盜殺人、強盜傷人の目星しいもの **二十九例**について此聴取書に準じ其の生ひ立ちを調べて見たのであります。其の結果は第五表の通りでそれを要約しますと

- 1、強盜の前科を有つて居るもの 一
- 2、窃盜の前科を経て來たもの 二〇
- 3、盜癖、費ひ込みがあつたもの 三
- 4、怠惰、自暴自棄、遊興等あつたもの 四
- 5、不明 一

と云ふ事になつて居ります。即ち **大多數は窃盜の前歴者**で初めからの強盜ではないこと前記聴取書の例と全く同一で皆一樣に金品を得るための方法を各種實驗した後強盜と云ふ手段に移り行つた事を自供するのであります。年齢は

- 三十代 一〇人
- 二十代 一八人
- 十代 一人

で如何に二十代の若者が跋扈して居るか云ふことがわかります。若しも此若者に先づ盜癖、窃盜

行爲がなかつたなら、少くも此の二十九例の内二十三件の強盗は發生しなかつたらうと考へることが出來ます。強盗は窃盜の手段が進歩したものと云ふ事實から窃盜問題の解決が強盗を豫防する唯一の方法だと云ふ結論を得るのであります。

年次	件数	金額	被害者	場所	備考
昭和二十一年	10	1000	10	10	10
昭和二十二年	15	1500	15	15	15
昭和二十三年	20	2000	20	20	20
昭和二十四年	25	2500	25	25	25
昭和二十五年	30	3000	30	30	30
昭和二十六年	35	3500	35	35	35
昭和二十七年	40	4000	40	40	40
昭和二十八年	45	4500	45	45	45
昭和二十九年	50	5000	50	50	50
昭和三十年	55	5500	55	55	55
昭和三十一年	60	6000	60	60	60
昭和三十二年	65	6500	65	65	65
昭和三十三年	70	7000	70	70	70
昭和三十三年	75	7500	75	75	75
昭和三十三年	80	8000	80	80	80
昭和三十三年	85	8500	85	85	85
昭和三十三年	90	9000	90	90	90
昭和三十三年	95	9500	95	95	95
昭和三十三年	100	10000	100	100	100

第五表

強盜手口經過一覽表

強盜手口	前類科	似又	立廻先	氏名	年齢
傳ヒ(屋根傳ヒ) 出刃 四十圓外衣類二點	數ヶ月前主家ノ 集金横領		大阪	泰〇〇	三
白晝留守居中ノ老嫗ヲ襲フ 衣類七點	廿一歳ノトキ無錢 投宿刑十月		大阪、京都、 松江、朝鮮	梶〇〇	三
表口 棍棒、出刃 現金十五圓並額面六十圓ノ 通帳	トロミ込四回賭博		京都、 大阪	中〇〇〇	三
偽計ヲ用ヒテ誘キ出シ(更師 空巢置引搔拂)	二十一年徴兵令違反廿六歳 窃盜詐欺廿七年窃盜 三十三年窃盜詐欺		大阪、兵庫 東京、横濱	坂〇〇〇	三
百二十圓 偽計ヲ用ヒ夜中田畑ノ番小屋 ニ誘キ出シ	廿一歳 夏ヨリ叔父及實父ノ金 二千圓ヲ遊興費ニ費消		大阪	倉〇〇〇	三
絞殺 三圓			生駒 額田	簀〇〇〇〇	三
表口ヨリ手ヲ差入門ヲ外ス (更)棒 十五圓	廿三歳 窃盜六ヶ月 賭博		生駒	簀〇〇〇〇	三
傳ヒ(土塀ヲ乗越)	前科ナキモ窃癖アリ		堺	金〇〇〇	三
一物ヲモ得ズ逃走	廿二歳 窃癖 搔拂		堺	成〇〇〇	三
七首 一物ヲモ得ズ逃走	怠惰 悪友		高知 新町	濱〇〇〇	三
欺計ヲ以テ侵入(留守居中ノ 老嫗ヲ)			高知 新町	濱〇〇〇	三
刺身庖丁 一物ヲモ得ズ逃走			新町	濱〇〇〇	三
裏口 裏口ヨリ忍込	家庭不遇 自暴自棄		島ノ内 新町	渡〇〇〇	三
裏口 裏口	同僚ノ餅搗賃三十圓費消 他人ノ依頼品入質		大阪	長〇〇〇	三
丸太棒 現金 表入口	主家ノ品勿代五百圓位ヲ横領費 消(十七歳)		大阪	中〇〇〇	三
傳ヒ 屋根 鐵棒 現金 表口	十九年 窃盜(起訴猶豫)		京都 兵庫 島根	大〇〇〇	三
傳ヒ(二階屋根) 出刃 現金	十七年 窃盜(二年二月)		今宮 福島 築港 朝鮮	金〇〇〇	三
(小學校ニドロミ込) 小刃 現金	廿四歳 使込 卅歳賭博 泥棒ヲ教唆サル		朝鮮 大阪	柴〇〇〇	三
鶏泥更師傳ヒ捻切焼切居直 現金	十九歳 業務上過失傷害 持込 廿二歳 窃盜 廿五歳 窃盜(受刑三回) 卅七歳 窃盜(受刑三回)		神戸 大阪	平〇〇〇〇	三
オキ専門ドロミ込(更師) 煉瓦 十五圓	廿六歳 學校荒廿七歳萬引 ドロミ込 廿八歳 更師、廿九歳ドロ ミ込更師、卅一歳ドロミ込 更師		名古屋 堺、京都 大阪	西〇〇〇	三
田舎出ノモノヲ欺計ヲ用ヒ交 通ナキ所ニ誘キ出シ毆打強奪	十八歳 二十一歳住込窃盜 廿二歳 空巢、廿四歳 空巢 住込空巢 受刑三回		大分 西宮 大阪	清〇〇〇	三
傳ヒ(板塀ヲ乗越) 出刃庖丁 現金	十七歳 住込窃盜、十八歳 搔拂更師 十八歳京都常盤園脫 走 全半浪速少年脱走 十五歳更師		岐阜 京都 大阪	小〇〇〇	三
欺計ヲ用ヒ 鐵酸 六圓十五錢			京都 大阪 神戸	日〇〇〇	三

工事場荒シ 大形スバナ 建築用モートル	廿六歳 強盗一犯	岡山 香川 兵庫	岡 〇 〇 〇	三
傳ヒ更ケ没入口ドロミ込 出刃庖丁	十七歳 窃盗 十九歳 盜盜 (一犯) 廿三歳 窃盜(二犯)	川崎、和歌山、東京	中 〇 〇 〇	二
更ケ傳ヒ	十八歳 親類ノ金ヲ盗ム 廿二歳 窃盜罪(一年六ヶ月)	徳島	福 〇 〇 〇	二
更ケ傳ヒ(屋根)板切 出刃庖丁	廿四歳 窃盜	京都	佐 〇 〇 〇	二
簿記棒	廿歳 喫茶店通ヲ爲シ遊興	大阪	森 〇 〇 〇	二
更ケ傳ヒ下リ覆面 刺身庖丁 現金十五圓外十七點	十二歳 叔母ノ金ヲ持逃ゲ 十五歳 府立修徳院入所 十九歳 窃盜傷害 八、九歳 窃盜アリ	大阪	塚 〇 〇 〇	二
手奪 風呂敷包	十八歳 窃盜	大分 石川	土 〇 〇 〇	二
乗客ヲ裝ヒ運轉手ヲ脅迫 刺身庖丁 現金二圓クローム腕時計	廿二歳ノ頃ヨリ酒色ニ耽ル	山口	酒 〇 〇 〇	三
欺計ヲ用ヒ 六圓十五錢	廿一歳 主家ノ集金ヲ横領	奈良	西 〇 〇 〇	三
傳ヒ(板塀ヲ乗越) 出刃庖丁 現金	十七歳 住込窃盜、十八歳 掃拂更師 十八歳 京都常盤園脱走 全半浪速少年脱走 十五歳 更師	京都 大阪 神戶	日 〇 〇 〇	三
田舎出ノモノヲ欺計ヲ用ヒ交 通ナキ所ニ誘キ出シ毆打強奪	十八歳 二十一歳住込窃盜 廿二歳 空巢、廿四歳 空巢 廿六歳 住込空巢 受刑三回	大分 西宮 大阪	清 〇 〇 〇	二
煉瓦 十五圓	廿六歳 學校荒廿七歳萬引 廿八歳 更師、廿九歳ドロ ミ込更師、卅一歳ドロミ込 更師	名古屋 堺、京都 大阪	西 〇 〇 〇	三
鶏泥更師傳ヒ捻切焼切居直 現金	廿七歳 強盜(受刑三回) 廿七歳 強盜(受刑三回) 卅七歳 強盜(受刑三回)	神戶 大阪	平 〇 〇 〇	三
現金 表口	十九歳 窃盜(起訴猶豫)	京都 兵庫 島根	大 〇 〇 〇	三
傳ヒ(二階屋根) 現金	十七歳 窃盜(二年二月)	今宮 福島 築港 朝鮮	金 〇 〇 〇	三
小刀 現金	廿四歳 使込 卅歳賭博 泥棒ヲ教唆サル	徳島 朝鮮	柴 〇 〇 〇	三
裏口ヨリ忍込 絞殺 裏口	同僚ノ餅搗賃三十圓消費 他人ノ依頼品入賞	大阪	長 〇 〇 〇	三
老嫗ヲ以テ表口(留守居中ノ 刺身庖丁 一物モ得ズ	家庭不遇 自暴自棄	九内 新町	渡 〇 〇 〇	三

都府県	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	人口	窃盗犯	人口	窃盗犯	人口	窃盗犯	人口	窃盗犯
東京	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
大阪	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
神奈川	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
愛知	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
京都	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
福岡	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
その他	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000	1,000,000	1,000
合計	10,000,000	10,000	10,000,000	10,000	10,000,000	10,000	10,000,000	10,000

四、窃盗犯の動き

最近十二ヶ年の窃盗犯発生の数字を拾つて見ますと、前記第三表の通りで概して言へば年々二萬から三萬、四萬の増加になつて居りますが、只昭和二年の増加が例外で一萬に達して居りませぬ。人口との関係で云つたなら比率が寧ろ減じて居るのであります。何分人口は國勢調査のものを探るより他無いのでありますから、年次について見やうとしても、五ヶ年間は同一に止まつて居り、年毎に人口数と窃盗数の正確な比率を探る事が出来ないのは遺憾であります。只刑法犯總数と必ずしも増加率を一つにせぬ事上述の通りであり、人口に比例した發生率も亦強ち増加しては居ないと思ひます。それは下述六大府縣の實例から見ても推し測られるところであります。窃盗が各府縣にどう分布されて居るかは、其の性質を知る上に相當重要な事でありませぬ。昭和四年からの七ヶ年に就いて之を見ますと、毎年 **大略全國の約半數を、六大都市を有する府縣で占めて居ります。** 尙それを細別しますと、

東京が全國の二〇% 即ち五分一を有ち
大阪が一三% で之に次ぎ

愛知が六乃至七% 兵庫が五%
神奈川と京都が大體二%

と云ふ事になつて居り、年によつて多少の出入はあるにしても、大略同比例を保つて居るのは注目
に値する事實であります。

絶對數はさう云ふ風であるにしても、各府縣別に見て其の人口と對比し、果して窃盜犯の發生が
多くなつて居るのでありませうか、最近七ヶ年に其比を採つて見ますと、人口數について上述の通
りの不便があるので正確な事を知るわけには行きませぬが、大體に於て次のやうな情勢を示して居
るのであります。(第六表)
即ち

東京、大阪は其の人口の二%に相當する窃盜犯があり
愛知が一・五%
兵庫が一%強
神奈川が一%弱
京都が〇・八%

と云ふ比率になつて居ます。換言しますと大都會のある府縣では犯罪の**絶對數**が多い計りでなく
發生割合に於て著しく他の府縣を凌駕し、現に隣接府縣である神奈川と東京、兵庫と大阪を採つ
て見ても、皆後者が二倍の發生率を有つて居るのであります。即ち大都會窃盜の集中の事實は歴然
と現はれて居ります。

大都會に窃盜が集中して居ると云ふ事實は、右の表だけからでも殆んど確定的であり、更に其の
集中率が最近濃厚になつたであらう事は、昭和七、八年の東京、大阪の犯人激増で窺ふ事が出來ま
すが、一方では各府縣一般に就いて見て、窃盜發生と人口増加との比が近來特に高まつたとは認め
られないので、寧ろ其の**發生率は殆んど一定して變らぬと云つた狀況**であります。そこに
窃盜原因の探究、將來對策の出發點を置かねばならぬのではないかと思ひます。念のために其の結
果を繰返して見ますと

- 1、窃盜の發生率は一般府縣では人口に對し毎年略一定し居り
- 2、大都會を有する府縣での窃盜發生率は明かに他府縣より高く特に二、三の都市府
縣でそれが目立ち所謂**大都會集中**の狀を呈して居ります。

五、留置場の内容

以上は統計から見た犯罪の趨勢であります。更に現在犯罪者の實相如何を見るため、大阪府内六十二警察署に留置されて居る被疑者について、一齊の調査をやつた結果を申し上げます。其の

第一回は、昭和八年十二月一日午前六時で冬、第二回は、昭和九年六月一日午前六時で夏に行なつたのであります。被調査者は前者が千百七十三名、後者が千三百五十一名でありました。其の調査項目は

- イ、留置の事由
- ロ、年齢
- ハ、大阪生れか又は來阪の年數
- ニ、職を轉じた數
- ホ、前科
- ヘ、何處に起居するか



ト、教育程度

チ、兩親關係（三十歳以下のもの）等

で、兩回の成績を比べて見ますと、イ、ロ、ハ等の結果は大體同様でありまして、犯罪の種類、年齢、住所に一つの型があります。詳しく云ひますと、留置事由の表で、窃盜被疑者數が全員に對し第一回は四〇%で第二回が四一%、年齢の表で二十三歳以下のものが兩回とも同一で全員の一七%であり、三十歳以下のものが三十四と三十二%であつたのであります。來阪後年數でも一ヶ年以内のものが第一回に二五%、第二回に二四%となつて居り、殆んど一定の率を有つて留置場入りをして居るのであります。（第七表）

留置場入りの四割が窃盜

若者が過半數

他からの入込みが四分三

と云ふ事になるのであります。

さて留置事由の表について見ますと、前述のやうに兩回とも窃盜が斷然多く、二千五百の中で

千人以上を占めて居り、次位の詐欺や賭博は其の四分一にも達せず、六、九、一〇、一一のやうな百分率を示し、其の他の犯罪は問題にならぬ少数であります。年齢に於ては三十歳以下が總數の三分一を占め二十三歳以下も一七%で相當な率、土地關係では大阪生れが二〇——二六%で先づ四分一、來てから一年未滿が大抵同率であつたので、概して云ふと土地生れ、來たばかり、十年以下、其の以上で各四分一づゝの數を分有して居り、留置場は他地方からの入り込みが四分の三と云ふ多數を占め、犯人都會集中の説明をして居るやうに思はれたのであります。

職を換へる傾向も著しく、第一回の調査で八十六%、第二回調査で九十一%の多數であります。之は素より豫想し得らるゝ處ではありますが、其の就業期間の短い事、間隔の長いのが著しく眼につき勞働意志力の薄弱と遊惰癖の強いには驚かされた譯であります。後述窃盜犯經路調査の結果は更に之を證明し、若い者、他府縣から來たもの、轉々職を換へるものが留置場入りに深い關係を有つて居ることを知りました。

前科者が前回に二九%、後回到三五%あり、更に宿所關係に於てルンペン(無宿者)三七九・五%、安宿二階借下宿八一・九二七—三七%あつた事も犯罪多數の原因として相當注目し値する處であります。

六、ルンペン(無宿者)と安宿

次に所謂ルンペン(無宿者)と安宿泊りについて調査を進めました。

公園、ガード下、橋畔などに夜を明かす所謂ルンペンは何と云つても夏に多いので二回の調査はいつも七月に行ひました。寒い時には矢張り少しでも暖い處を選む丈の餘裕があるらしく、ルンペンの本場天王寺公園でさへ、冬の最中にはほんの三々五々で全く問題にならぬためであります。彼等の屋外生活が必ずしも無錢のため計りでない事はそれ丈でも考へられますが、現に所持金を調べて見ますと

	第一回(昭和八年) 七月一日	第二回(昭和九年) 七月
壹錢以上拾錢以下所持者	二二〇	二六八
拾錢以上壹圓以下	七四〇	七〇二
壹圓以上拾圓以下	三〇四	三〇三
拾圓以上	一九	一四

無 銭

七九六 五七三
計 二、〇七九 一、八六〇

と云ふ實狀で、全くの無銭者は大凡三分の一たらずに過ぎぬのであります。半数は壹圓以下の金を持ち中には四十圓、五十圓の大金(9)を所持して居たものすらあるのであります。

出生地を見ると大阪生れが全員の四分の一から五分の一に當り四四三名と三九一名、隣接兵庫が一八一と一七三、次は朝鮮の一五三と一五八であり、他は東京、近畿、中國、四國の五〇以上百以下を主とし極少數づゝ全國に及んで居ります。目下の**生活業務**は屑拾ひの四三八と八九一を最とし、アンコウ仲仕之に次ぎ、廣告配り、車の先挽き等千差萬別で、無論乞丐、他人の厄介等全く無氣力なのもありましたが、中には上記所持金で寢て食つて居るのも相當居り、そこに犯行分子の潜んで居る事も推知出来るのであります。指紋對照によりて **前科** 調べを行つて見ますと

第一回 二、〇七九人中 **二七三人**(内一七三窃盜)
第二回 一、八六〇人中 **一八六八**(内八三窃盜 四四起訴猶豫)
約一割は前科者が居つたのであります。其の大部分は一犯二犯、中には十數犯を重ねたるものもあり、之によりて更に他府縣からやつて來た不良分子の集つて居る姿を見る事が出來たのであります

た。

全体の**年齢**は二十歳から三十歳迄と、四十歳迄のものが最多く、前者が五九六の四八二、後者が五七二の四七五であり、更にルンペンになつた原因には(第八表)

ルンペンに至りし原因	第一回		第二回		計	總計
	人数	割合	人数	割合		
1 病氣負傷其他身體上の缺陷が	四三二	四四五	八七七			
2 災厄不況失敗經濟上の因と稱するもの	六七七	一、一八四	一、八六一			
3 自己の怠惰惡癖等のため之に至つたもの	五三七	二二五	七五二			三、九三九
4 其他特別の原因を有つもの	四三三	一六	四四九			

と云ふ数字を見、不況災厄等經濟上の打撃と稱するものが、第一回には三分の一、第二回には二分の一の多數を示して居りました。勿論自稱でありますから此點は尙勸考を要しますが、外部から認定出來ます所の病氣老衰等身體的缺陷と、自己惡癖とは大體確認して差支なく、全體の四分の一乃至五分の一の數を算して居ります。之は對策としての社會的施設に參考となる處でありませう。前科者の2、3、中に多い處から見ても、後述窃盜被疑者調査の結果と合せ考へ各般の處置に思ひ至ります。特に家出人に對する施設。無料宿泊所、簡易宿泊所の整頓、相談所、鑑別機關、感化院の運用合

理化が如何に犯罪防止に役立つかを考へさせらるるのであります。

安宿の調査は、昭和八年七月二十二日に、今宮警察署内の安宿二百有餘軒について行つたもので、被調査人員は二千九百四十四人でありました。結果は大體ルンペンと著しい似よりを有つて居ますが、家族持が相當にあり、安住性がかなり進んで居る事（實質上はルンペンにも相當の安住性はありますが）と先づちがつた處でありませう、職業の定まらぬもの、出入の盛んなもの晝間遊んで居るものに不良が多く窃盜、詐欺の容疑者が亦相當に多かつたのであります。

七、都市窃盜の経路

大阪府に保管の**手口別被疑者原紙**によりまして約四萬三千人の窃盜犯種別員數を見ますと次(第九表)

手口別被疑者原紙數		大阪府	
手口別	原紙數	手口別	原紙數
更師	六、〇五四	万引	三、二二
空巢	四、六六八	置引	四、五
搔浚	四、三三三	掏摸	三、〇九
邯鄲	五、八	其他	一九、四七八
板場	五、七六	總計	四三、九二

の通りで「更師」が最も多く、空巢と搔浚が之に次ぎ、萬引や、掏摸亦之に次ぐのであります。此原

すにる生來又は性癡の異常者で、盜濟本幼時に養成せられ、春期發動期前後から、酒女其の他の誘惑につられ漸次上記の發達をなすものと認めらるゝことは第十表に示す通り

第十表

大阪府各警察署ニ於ケル窃盜被疑者調

現在手口	徑路	職業	立廻先	氏名	年齢	住所	親	
							父	母
窃盜 青物	轉車窃盜	藥種商、店員、京阪電車計算係	大阪	上○○○	34	大阪	中存命	中存命
管 空家鐵	19 女活動銅板窃取	賣藥商店員、古物商店員、自動車助手、手行銀行商	大神戶	源 ○○	23	不定	ナシ	ナシ
更 強盜 擄	17 菓子動賣上擄、拘	樽職、鍛冶職	大 阪	富 ○○○	38	〃	33亡	〃
住込窃盜	4 繼父母ノ虐待ニ階、 17 住込窃盜17女	味噌屋、吳服屋ノ小僧、手傳人夫	大 阪	西○○○	20	〃	2亡	中存命
更 蓄音機	住込窃盜ノ常習	鑼道機關助手、食堂事務員	全	本○○○	32	大阪	6亡	〃
浮集傳馬船	28 小使錢ニ窮シ油罐窃	魚商雇人、農、船乘	全	下○○○	30	不定	亡	〃
更 現金	17.8 喫煙飲酒、19女、26	農、石工、仲仕	〃	山○○○	27	〃	中存命	5亡
空巢、學校	26 酒食浪費、學校ミシ	友染下繪職、時計製造職新聞廣告取扱、養鶏業	大 阪	澤○○○	31	〃	〃	28亡
更 倉庫盜	22 内地ニ來リモルヒネ 注射ニ依ル中毒症、賭博	農業、沖仲仕	全	洪○○○	30	大阪	18亡	18亡
更 現金	21 女カフエ1遊興ニ窮シ 空巢深夜窃盜	材木商店員、馬力挽	全	大○○○	27	全	16亡	8亡
宵更 病院	19 盜癖、女、常習犯、 病院荒、空巢	鐵工	全	平○○○	34	全	16亡	22亡
住込窃盜	活動狂料金費ニ窮シ主 家ノ集金權領、18住込	米穀商店員、洗濯職見習、牛肉商配達、手傳	神 戶	高○○○	23	不定	12亡	14亡
宵更 窃盜	20 小使錢ニ窮シ同居者	紡績工、起毛工	大 阪	村○○○	28	大阪	15亡	15亡
空巢	17 小使錢ニ窮シ窃取空 巢、物身保非欺横領	鍛冶工	大 阪	西○○○	46	不定	22亡	中存命
更 傳ヒ、 破綻、現金	22 惡友ト交リ女、親ノ 金品窃取、留守宅ノ常	洋服裁縫	山 口	佐○○○	26	廣島	中存命	〃
更 現金	34 貧困ニ依ル家計苦ノ 結果	職工、農	大 阪	田○○○	34	大阪	29亡	〃
擄 渡	17 活動狂、費用ニ窮シ 通行人ニ脅迫、不良團 ニ入り擄渡常習トナル	金物店々員	全	澤○○○	19	全	中存命	〃
更 傳ヒ、 破綻、衣類	18 仕事嫌、活動狂、牛 活費ニ窮シ18更窃盜常	店員	全	稻○○○	27	全	〃	15亡
擄 渡	23 惡友ト交リ女、22遊 興費及生活費ニ窮シ自 轉車窃盜	莫大小職工	兵 庫	溝○○○	26	不定	22亡	3亡
空巢	15 女郎買20繼父ト仲惡 ク21遊興費ニ窮シ持 強盜ヲ爲シ爾來窃盜四犯	水會社職工	大 阪	梅○○○	28	大阪	19亡	20生別
空巢	14 金錢ノ浪費、空巢	魚行商	大 阪	中○○○	42	全	37亡	35亡
空巢	26 失業ノ結果空巢四犯	硝子職、建具職	大 阪	大○○○	37	全	27亡	中存命
更 戸外シ	22 女郎買、費用ニ窮シ 窃盜	魚業、鍛冶職、製鐵職	大 阪	早○○○	30	長崎	1亡	〃
更 倉庫、 工場、綿糸、 寫真機	21 女郎買、遊興費ニ窮 シ窃盜	フィルム映寫技師	大 阪	池○○○	26	不定	中存命	〃
更	19 女ニ溺レ窃盜	自轉車商	大 阪	西○○○	28	全	23亡	〃
史 金屬類	19 性怠惰ニシテ仕事ニ 熱心ヲ欠キ屑拾トナリ 金錢ニ窮シ窃盜	農業、釧力、古物商、土方	全	吳○○○	21	大阪	中存命	〃

大阪府警視廳報告二〇二〇年六月の盗犯発生状況

項目	大阪府	大阪市	堺市	豊中市	吹上町	高槻市	茨木市	東大阪市	八尾市	大東市	東淀川町	東成町	東住吉町	東旭町	東門前町	東山町	東淀川町	東成町	東住吉町	東旭町	東門前町	東山町	
盗犯発生件数	4000	3000	1000	500	200	300	400	500	600	700	800	900	1000	1100	1200	1300	1400	1500	1600	1700	1800	1900	2000
窃盗	3000	2500	800	400	150	250	350	450	550	650	750	850	950	1050	1150	1250	1350	1450	1550	1650	1750	1850	1950
強盗	1000	500	200	100	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

であります。

表中に現はれて居る二十五名の住所不定は全員の四〇%に達し「大阪」とある中にも轉々宿換へするものがありますから、大體に於て窃盗の半分はルンペン、安宿に關係を有つて居ると云ふ事が出來ます。

立廻先欄の二十八名が隣接府縣で、交通機關、經濟關係を辿りて出入して居る處を見ますと彼等の仕事場の範圍と之が對策の範圍が暗示さるゝ譯であります。

更に年齢について吾人の注意せねばならぬものは窃盗中の主位「更師」に青年の多いことであります。第十表の示す通り其の二十三名中實に十九名と云ふ多數が何れも二十歳の若者であり一方四十歳以上の被疑者が例外なく「空巢」や「板の間」で一人の「更師」も無い事であります。素より此少數での論斷は出來ませぬが二十歳前後の若者に強い濃い犯行が行はれると云ふ傾向は充分看取される處であります。

試みに昭和七年警視廳報告の就縛者年齢別調査表（第十一表）を参照して見ますと、總數二萬七千九百八十五人の中で三十歳までの若者實に一萬六千四百餘人を算し十四歳以上二十歳未満のものだけでも三千六百六十九人に及んで居り、特にそれが主因をなしてゐるのが窃盗

犯であること全く大阪のそれと軌を一にして居るのであります。上述留置人調査に於て探つた初犯の年齢調によると、二十三歳以下のものが（不明のものを除き）過半数の三九九であり、其の少年時代の犯罪傾向の判明したるものを見ても第十二表のやうに窃盜が殆んど半数で、酒癖遊惰癖が之に次いで居ることを發見致します。

私共は茲に於て少年時代の惡癖に對し鋭い眼光を放たねばならないのであります。

八、少年犯罪傾向

少年、詳しく云へば十八歳未満の犯罪行為者の實情を知るためには少年審判所の報告に依るのが適當であります。大阪少年審判所の昭和八年一月から十二月に至る一ケ年の統計を見ますと、第十三表の通りで其の期間中に同所の手を煩はした少年の總數**二千四百二十三名**であります。年齢は十歳から十八歳まで、十六歳十七歳十八歳と其の數が最多く、十五歳以下はすつと少ないのは勿論少年救護法（當時の感化法）の關係で十四歳未満は感化院收容其他に行くからであります。之等少年の起居事情を見ますと、家庭にあつたもの凡そ三分の一強、其他は奉公、浮浪が多く、親族其他にあつたものは極少數であります。犯罪行為に至つた動機としては、浮浪を最とし、利慾、出來心、習癖などを數へ、貧困遊蕩等も見えますけれども、結局は窃盜を犯すのが常套手段となつて居ります。

次に**一般的な不羈癪の少年**、云はゞ犯罪傾向の相當強い要護少年……上記少年審判所扱、感化院收容等のものを除いた……について觀察しますならば、同（八）年十月一日に行つた**大阪府の調査總數二千百九十六名**の兒童少年の第十四表で明かであります。當時調査に當つた社會課の

調査要項を讀むと、こう書いてあります。

(前略)不良行爲者は總數は二、一九六人其中在學中の者は小學校一、一二九人、中等學校二〇一人で全體の六一%に達し、その他即ち警察より報告せられたもの八六六人で三九%強である。該當者のある學校は府下小學校總數の二分一、中等學校の四分一で、警察は水上署を除けば殆んど總てに該當者がある。是を見ると該當者無き學校數が随分多いが、是は不良行爲認定上見解が相違した事であらう。該當者があると認められて居る學校にして報告未着のものもある。故に同一の態度で行爲を認定し全部漏れなく報告されたら、或は該當なき學校にも該當者を生じて、不良行爲の數が遙かに多數に上るかも知れない。(後略)

と云ふのでありますから、實在數は恐らく三千以上にも上るでありませう。此調査の内容は、男子少年一、八五九名85% 女子三三七15%の中、七歳未満が八名、七歳以上十四歳未満が千百九十九名に上り、過半数の五四%を占めて居ります。

こゝで眼につきますのは矢張り盜癖の群を抜いて多い事で、全體の四〇・七六%に及び、拘摸、搔擾、家財持出等を合算しますならば四三%以上となり、結局上記留置場入りの窃盜比率と同じ事になつて來るのであります。喧嘩、虚言、粗暴、惡友交際など之に次いで居る處も、犯罪關

係との聯想を相當強く感じしめられるのであります。

惡癖發生の初發時期については世間色々の説もありますが、多年不良少年を研究して醫學的な統計を發表して居られます兵庫縣の樋口博士の調査によりますと、第十五表の通りで、已に四歳五歳から相當の發生があり、學齡に入りて頓に其の數を増し、八歳九歳と漸次増加の上**十歳に至りて最高調に達し**、十一歳から下り坂となり、十四歳からは急に減少する事になつて居ります。

前の第十四表の少年の家庭狀況を見ますと第十六表の通りで不良兒必ずしも下流家庭に限らず、中流に於ては殆んど下流と同等の員數を出し、上流に於てさへ一〇九名を出して居ります。各家庭實在數からの比率を採るなら或は**上流の方の%が高くはないかと思はれる位**であります。其の家の職業は多方面に亘り、一面に於て孤兒、私生兒等兩親關係の不遇者が思ふ程に多くなく、立派に兩親の揃つたものが過半数の千二百九十一名で、全體の九割以上は嫡出子である事も注目し値ひ致します。片親の缺けたもの父、母共に約一割、繼父母は之よりも少ないのであります。

茲に至りまして吾等は**不良少年各種の動きが全く成年犯罪者のそれと同じ**であり、實質上は其の延長である事を今更のやうに感じさせられるのであります。

九、概 括

以上述べ來りた處によりまして、**犯罪の消長が主として窃盜の消長であり**一面に其の**窃盜が強盜と根據を同ふし**實は兩者が同一性質のもので、窃盜の撲滅がやがて強盜の根絶を意味すると共に、**窃盜が決して突如發生するものでない**ことを高調して其の淵源たる**青少年に強い注意の眼を放たれん事**を希望するものであります。

幼時の盗み癖、親の目をかすめての小遣錢あさり、賣上げのごまかしなどが漸く成長して友人の不在、親戚の留守を悪用するやうになり、空巢、搔つ浚ひから遂に忍びの本物にまで行くと云ふ窃盜の定石が多く、其の十臺の年齢に發達し、二十臺で完成する事實は特に識者の御留意を願ひたい所であります。

教育の常道は、肉體の生理的・心理的常態研究と同様に各面から研究され實施されて遺憾ない現狀にあつて或部面では事によると既に行きつまつて居るとでも云ふやうな處もあるのではありますまいか。私は世の識者が、生理、心理の常態と相並んで病理方面から推して、體力増進を企てらるゝ様に、社會上からも、教育上からも、**此病理的、變則的一面から觀察研究して新らしき**

研究分野を拓く事により清新の一方面を得ることを確信致します。少くも未開拓の廣野が此方面に限りなく横はつて居ることを宣明致したいと存じます。

私共實務家から観ますと、凡て事實上生活を支配する諸條件は大部分寢食起臥の間にあると思ひます。此點から云つて**幼少年者と起居を共にする婦人—母姉の影響は一般に考へられて居るより遙かに強い**大きいものであると斷ぜられます。私は『**犯罪の眞因を婦人輕視にあり**』とさへ極言してよいと思ひます。世には息子の不良を嘆きながら其の原因が自分自らの妻—息子の母親蔑視にあつたことを思ひ起さぬものもあります。識者の深刻なる御觀察を乞ひたいものであります。

以上は犯罪豫防の塞本的要求であります。差當りの問題、已に出來て居る不良青少年並に犯行可能者の扱ひにつきましては何より第一に、**都會地に於ける家出人、浮浪徘徊者の處置**をせねばならぬと存じます。此等の者を收容し之を誤らしめぬやう指導するためには、是非とも**鑑別機關の充實と普及**が實現されねばなりません。家出、浮浪の原因を正確に認識し、身體上の缺陷者と精神上の落伍者乃至は經濟上、社會上の諸因を嚴別し各其の需ふ所を誤らしめぬやうにする事が緊要であります。現在の社會施設は公私各種相當な數には達しては居りますが、實地に就て見ます

第一表

最近十二ヶ年間毎年發生全國刑法犯件數調

區別	年別	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
刑法犯	計	五、四、六、八	五、六、一、七	六、三、六、七	六、五、五、九	六、九、一、三	七、七、〇、〇	八、九、五、三	九、三、七、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇	一、〇、〇、〇、〇
前年ヨリ	増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第二表

既往七ヶ年間全國重要犯罪發生件數調

罪名別	區別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
殺人罪	計	七、四、〇	七、四、〇	九、三、〇	九、三、〇	八、八、三	八、七、〇	(八、七、〇)
放火罪	計	二、〇、九、五	二、一、〇、七	二、四、三、六	二、四、〇、〇	二、三、五、一	二、二、〇、〇	(二、一、二、六)
強盜罪	計	四、二、〇、五、八	四、八、三、六、四	五、〇、三、三、五	五、八、四、八、五、六	六、〇、一、六、六、四	六、二、七、四、五、二	(六、七、四、八、九、三)
詐欺罪	計	一、四、七、八、五	一、六、七、八、〇、〇	一、六、四、四、七、五	一、八、三、四、二、五	三、〇、六、四、九	二、五、〇、三、七	(三、七、一、三、七)

第三表

最近十二ヶ年間毎年發生全國窃盜犯總件數調

區別	年別	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
窃盜罪	計	二、七、〇、〇	二、九、五、〇	三、三、四、〇	三、六、八、〇	四、一、〇、〇	四、八、三、〇	五、〇、〇、〇	五、八、四、〇	六、一、〇、〇	六、六、四、〇	六、七、四、〇	(六、七、四、〇)
前年ヨリ	増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第四表

六大府縣強盜件數ノ全國強盜犯件數ニ對スル比 既往七箇年間

年別	區別	全國強盜被害件數	東 京	大 阪	京 都	愛 知	兵 庫	神 奈 川
昭和四年	計	二、一、〇、一、一	五、四、四	二、四	一、〇、〇	六、三	三、三	一、〇、八
昭和五年	計	二、一、〇、六	四、四、四	二、三	一、三、五	六、三	三、三	一、〇、八
昭和六年	計	二、〇、五、一	四、五、六	二、二	一、〇、六	六、三	三、三	一、〇、八
昭和七年	計	二、三、〇、七	四、五、八	二、一	一、二、九	六、三	三、三	一、〇、八
昭和八年	計	一、九、八、九	四、〇、〇	一、〇	一、九、〇	五、〇	三、三	一、〇、八
昭和九年	計	一、九、九、〇	三、七、六	一、〇	一、九、〇	五、〇	三、三	一、〇、八
昭和十年	計	(二、一、八、一)	(四、五、五)	一、九	(二、〇、七)	五、〇	三、三	(一、〇、八)

第五表 (別紙)

第六表

六大府縣窃盜犯件數ノ其ノ府縣人口ニ對スル比 既往七ヶ年間

年別	區別	東 京	大 阪	京 都	愛 知	兵 庫	神 奈 川
昭和四年	比	二、九、七	一、八、二	一、〇、八	一、〇、〇	一、〇、〇	一、〇、〇
昭和四年	總人口	1484,845	3059,501	1405,507	2319,248	2545,784	1416,792
昭和四年	窃盜總數	88,470	55,198	11,748	25,678	28,638	10,400

罪名別	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
放火罪	二,〇九五	二,二〇七	二,四二六	二,四〇〇	二,三五二	二,三〇〇	〇,二二六
殺人罪	七〇〇	七四五	九三三	九三八	八八三	八七〇	(八二七)
窃盜罪	四二,〇五八	四八,三四四	五〇,三三五	五八,四八六	六〇,一六四	六七,四五二	(六七四,八九三)
強盜罪	二,三〇一	二,一〇六	二,〇五一	二,三〇七	一,九九九	一,九九〇	(二,〇〇〇)
詐欺罪	一四七,八五五	一六七,八〇〇	一六四,四七五	一八三,四二五	三〇六,四一九	二五〇,三三七	(三七一,三七)

第三表 最近十二ヶ年間毎年發生全國窃盜犯總件數調

前年ヨリ増數	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	昭和十七年	昭和十八年	昭和十九年	昭和二十年
窃盜罪	二七〇,一九五	二九五,三四四	三〇四,三四七	三三八,四二一	四〇八,〇五八	五〇〇,三三五	五八四,八五六	六〇一,六六四
強盜罪	一九三	九八	四五	三三	四一	五〇	六四	六二
詐欺罪	一三,七五三	一五,五八	一六,九六三	一八,九四二	二〇,九二二	二二,九〇二	二四,八八二	二六,八六二
合計	二八三,九三四	三〇一,六七〇	三二一,三三九	三三九,八八五	三六九,〇三〇	四〇一,六六四	四三〇,七四二	四五九,三五六

第四表 六大府縣強盜盜件數ノ全國強盜盜犯件數ニ對スル比 既往七箇年間

年別	全國強盜盜被害件數	東京	大阪	京都	愛知	兵庫	神奈川
昭和四年	二,二〇一	五〇四	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
昭和五年	二,一〇六	四六四	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
昭和六年	二,〇五一	四五六	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
昭和七年	二,三〇七	四五八	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二
昭和八年	一,九九九	四〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
昭和九年	一,九九〇	三七六	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
昭和十年	(二,一八二)	(四五五)	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇
計	一五,〇〇六	三,一四三	一,一四三	一,一四三	一,一四三	一,一四三	一,一四三

第五表 (別紙)

第六表 六大府縣窃盜犯件數ノ其ノ府縣人口ニ對スル比 既往七ヶ年間

年別	東京	大阪	京都	愛知	兵庫	神奈川
昭和四年	一,九七	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二
昭和五年	一,九六	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二
昭和六年	一,九六	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二	一,八二
昭和七年	二,一三	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇
昭和八年	二,一三	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇
昭和九年	二,一三	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇
昭和十年	二,一六	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇	二,〇〇
昭和四年	4484.845	3059.501	1405.507	2319.248	2545.784	1416.792
昭和五年	5373.145	3539.989	1520.788	2567.398	2646.050	1619.584
昭和六年	5373.145	3539.989	1520.788	2567.398	2646.050	1619.584
昭和七年	5373.145	3539.989	1520.788	2567.398	2646.050	1619.584
昭和八年	5375.145	3539.989	1552.813	2567.398	2646.050	1619.584
昭和九年	5375.145	3539.989	1552.813	2567.398	2646.050	1619.584
昭和十年	(6,369,639)	(4,297,166)	(1,702,501)	(2,862,703)	(2,923,121)	(1,839,998)

第七表

留置事由	（留置事由）		（年齢）	
	人数	百分比	人数	百分比
留置事由	43	5	18歳以下	56
行政留置	33	5	18歳以下	56
窃盗	40	4	二三歳以下	19
詐欺	36	2	三〇歳以下	37
賭博	29	2	四〇歳以下	35
横領	25	5	四一歳以上	19
浮浪	25	3	計	123
密賣淫	25	3		
恐喝	23	3		
傷害	23	2		
其ノ他	24	8		
計	127	101		100

（來阪年數）

來阪後ノ年數	（來阪年數）		（轉職回数）	
	人数	百分比	人数	百分比
大阪生レ	26	20	轉職回数	27
一年以内	27	21	轉職セズ	84
三年以内	20	16	二回以内	26
十年以内	28	22	四回以内	3
十年以上	25	20	四回以上	3
計	127	100	計	127

（前科）

前科ナシ	（前科）		（宿所）	
	人数	百分比	人数	百分比
前科ナシ	86	67	宿所別	82
赴訴猶豫又ハ執行猶豫	1	1	自宅	41
一犯	22	17	主人宅	19
二犯	6	5	二階借	33
三犯以上	33	26	下宿	27
計	127	100	安宿	1
			船中	1
			無宿	12
			計	127

第八表

ルンペン「無宿者」に至りし原因

區別 第一回調査 第二回調査

前科ナシ	（前科）		（宿所）	
	人数	百分比	人数	百分比
前科ナシ	86	67	宿所別	82
赴訴猶豫又ハ執行猶豫	1	1	自宅	41
一犯	22	17	主人宅	19
二犯	6	5	二階借	33
三犯以上	33	26	下宿	27
計	127	100	安宿	1
			船中	1
			無宿	12
			計	127

五十年以上	八	六八	五	六五三	七三四
六十年以上	六	一七	二	三二三	三四八
計	二二四	三、二〇五	三五九	二四、一九七	二七、九八五

第十二表

第一回留置人調査中初年者年齢少年時代ノ犯罪傾向調

年齢別	人	少年時代ノ犯罪傾向	種類別	
			人	員
二十歳以下	三九九	盜	三九九	一四九
三十歳以下	一九四	酒	一九四	五〇
四十歳以下	一一二	遊	一一二	三六
五十歳以下	三三	喧嘩兇暴	三三	三〇
五十一歳以下	六	賭	六	二八
不詳	四二九	詐欺的行爲	四二九	一四
計	一、一七三	家出	一、一七三	九
		活動寫真狂		七
		計		三二三

第十三表

不良少年調 (昭和八年分) 大阪少年審判所

年齢	別	動	機	寄寓場所	
				家庭内	家庭外
十歳未満	一七	出来心	二四四	實父母	四三〇
十一歳未満	二〇	虚榮	一一一	實父繼母	七三
十二歳未満	一五	憤怒	四九	實父	七二
十三歳未満	三〇	怠惰	二	實母	九〇
十四歳未満	四五	利慾	三一六	其ノ他	二九
十五歳未満	二六六	習癖	四九六	計	六九四
十六歳未満	四九七	性慾	六〇	奉公中	一、〇八七
十七歳未満	七〇三	精神欠陥	五	浮浪中	四七〇
十八歳未満	八三〇	家庭欠陥	四	親族	八五
計	二、四二三	貧困	二〇五	自活	一三
		無監督	一三	其ノ他	七四
		浮浪	四二七	計	一、七二九
		誘惑	一二五	合計	二、四二三
		遊蕩	一九五		
		娛樂	一一五		
		交友不良	三一		
		其他	一五		
		計	二、四二三		

第十四表

要保護少年調 (昭和八年十月) 大阪府

要保護少年	大阪府			百分比
	七歳未満	七歳以上十四歳未満	十四歳以上十八歳未満	
上長反抗	一	五七	九	三、〇六
喧嘩	三	一〇五	五	七、四
残忍		二六	一	一、三三
幼者虐待		二七	一	〇、八
怠惰	二	一六	四	八、六
虚言表裏		三	三	五、五
放浪		三	四	一、六
無断缺席		四	一	二、三

上長反抗	喧嘩	殘忍	幼者虐待	怠惰	虛言表裏	放浪	無斷缺席	長期缺席	夜遊	家出徘徊	盜癖	家財持出	掏摸	搔拂	詐欺	粗暴	惡友交際	乞食	無賃乘車	浪費	喫煙	飲酒	買喰	賭博	活動耽溺	弄火	異性交際	其ノ他	計	百分比	年齢別				計	百分比
																															七歳未満	七歳以上 十四歳未満	十四歳以上 十八歳未満	計		
一	三			二							一																	八	〇、三六	一、四八	一〇〇、〇〇					
																													一、一九九	二、二九六	三、〇七					
																													三	三〇	一、三三					
																													七	五五	二、五五					
																													一	六	〇、二七					
																													一六	二九	一、三三					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					
																													二	九	〇、八二					

活動場所	弄火	異性交際	其ノ他	計	百分比
一六	一	七	三	一、一九九	〇、三六
三	五	四九	二七	九八	四、〇四
元	六	六	三	二、一九六	一〇〇、〇〇

第十五表

不良少女惡癖初發年齡表

(兵庫 樋口博士調)

年齡別	數	人員	數	百分比
四歲	四	一四	一、四八	
五歲	三三	三三	三、四八	
六歲	四九	四九	五、一六	
七歲	一〇四	一〇四	一〇、九六	
八歲	一二八	一二八	一三、四九	
九歲	一四五	一四五	一五、二八	
一〇歲	一五〇	一五〇	一五、八〇	
一一歲	一〇一	一〇一	一〇、六四	
一二歲	一二二	一二二	一二、八六	
一三歲	六九	六九	七、二七	
一四歲	二三	二三	二、四二	
一五歲	六	六	〇、六三	
一六歲	五	五	〇、五三	
計	九四九	九四九	一〇〇、〇〇	

第十六表

少年家庭狀況 (大阪府調)

種類	人員	種類	人員	種類	人員
嫡出子	一、九五五	實父母	一、二九一	上	一〇九
庶子	四一	實父繼母	一五九	中	一、〇二四
私生兒	一一七	實母繼父	七六	下	一、〇六三
不詳	八三	養父母	八九	計	二、一九六
計	二、一九六	實父ノミ	二〇九		
		實母ノミ	一八八		
		其他	一三八		
		不詳	四六		
		計	二、一九六		

333
618

昭和十一年十二月十日印刷
昭和十一年十二月十五日發行

犯罪と其の根治策

非賣品

著者 綱島覺左衛門

松山市南柳井町五九番地

發行者 鈴木允

松山市魚町一丁目二八番地

印刷者 福田里七郎

發行所 警察協會愛媛支部

目次	第一章 犯罪の概論	第二章 犯罪の発生	第三章 犯罪の予防	第四章 犯罪の根治	第五章 犯罪の被害	第六章 犯罪の責任	第七章 犯罪の処罰	第八章 犯罪の救済	第九章 犯罪の研究	第十章 犯罪の展望
----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

終

